



平成 22 年 11 月 12 日

各 位

会社名 日本フォームサービス株式会社  
代表者の役職名 取締役社長 山下 岳 英  
( JASDAQ コード番号 7 8 6 9 )  
問い合わせ先  
取締役総務部長兼介護事業部担当 大海原 秀人  
TEL 0 3 - 3 6 3 6 - 0 0 1 1

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年11月12日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成22年12月17日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### ( 1 ) 定款変更の目的

将来における業容の拡大と事業の多角化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）を追加するものであります。

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、監査役会及び会計監査人を設置するものであります。

その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

##### ( 2 ) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### ( 3 ) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年12月17日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成22年12月17日（金曜日）

以 上

【別紙】

変更内容

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">27. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 80px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 80px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 取締役、<u>監査役</u>及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とし、<u>監査役5名以内とする。</u></p> <p>(取締役及び監査役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役及び<u>監査役</u>は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 当社の取締役及び<u>監査役</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>27. 家具、金具、電気機器、電子機器、事務用機器、太陽光モジュール及びその架台、清掃器具、家庭用電化製品及びパソコン等の各中古物品の買取り、販売及び補修、加工</u></p> <p style="padding-left: 40px;">28. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

<p>第22条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第23条～第26条(条文省略)</p>	<p>第22条～第25条(現行どおり)</p>
<p>(取締役及び監査役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第27条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は5名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の任期)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし</p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 計 算</p> <p>第28条～第31条(条文省略)</p>	<p><u>て選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することが出来る。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項については、法令又はこの定款に定めがあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条(現行どおり)</p>
---	--

以上